被災者（申込者）様から工事を着手する前に**応急修理業者様へお渡しください。**

**ただし、着工済の場合は、工事が完了する前又は工事代金支払い前にお渡しください。**

（申込書類審査後、申込者様へ送付）

令和5年４月

**被災住宅の応急修理業者の方へ**

当該修理工事については、応急修理制度の利用対象となりましたので、手続きについてご案内します。この制度は、市が業者に修理を依頼し、修理費用を直接業者に支払うことになります。　ただし、工事内容が本制度の対象となる判断は、見積書の事前審査で決定します。

早めのご提出をお願いします。

**●制度概要**

■令和４年９月の台風15号により住宅が準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力がない世帯等に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理するものです。

　**※令和５年９月22日（金）までに、応急修理を完了することが対象になります。**

《費用の限度額》り災証明による被害認定により限度額があります。

　　　　　　　　限度額を超えた部分は、被災された方の自己負担となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 修理限度額 |
| **住宅被害が半壊、中規模半壊、大規模半壊又は 全壊の場合** | **65万５千円以内（税込み）** |
| **住宅被害が準半壊の場合** | **31万8千円以内（税込み）** |

※全壊の場合でも、応急修理を実施することで居住が可能である場合は対象です。

**１**　対象となる修理の範囲

　台風15号の被害と直接関係のある修理のみが対象になります。また、あくまで応急的修理ですので、対象となる範囲が決められています。**※対象工事は、現状復旧が原則です。**

（別紙１）「住宅の応急修理に係る工事例」、QAをご覧ください。

 ■応急修理の対象となる工事

①屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理　②ドア、窓等の開口部の応急修理

③上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理　④衛生設備

※修理を行う部位には、優先順位があります。①を最優先とし、④になるほど優先が低くなります。

●「応急修理」制度についての説明を聞いていない方は、建築指導課までご連絡ください。工事対象や制度上の注意点をご説明いたします。お支払いの手続きがスムーズに進められない場合がありますので、ご連絡ください。

【連絡先】　　静岡市建築指導課　管理係　電話　054-221-1371

　　　平日8：３０～17：00（12:００～１３：00を除く）

**２　修理見積書「事前審査」の作成**

■別添の修理見積書【様式第５号】により見積書を作成してください。

屋根・外壁・土台等、部位ごとの修理明細を数量等がわかるよう、可能な限り詳細に記載し、「床工事 一式」といった記載はしないでください。

■被害状況の写真（被災者からの提供など）を添付。なお、依頼主より提出済の場合有。

■見積書作成時に応急修理の対象となる工事なのか不明な場合は、別添「見積書記載に関する注意事項」をご確認のうえ、建築指導課までご相談ください。

■「修理見積書」の事前審査をします

　　静岡市では、被災者（修理申込者様）あてに見積書の署名を記載してもらう前に建築指導課あて提出します。事前審査の審査後に修理見積書（依頼主の署名入り）を提出していただきます。見積書（本書）の提出後の修正を防ぐために行います。

　■見積り内容については、修理申込者様に十分説明していただくようお願いします。

　～事前審査の提出時の手続き～

　・修理見積書（修理業者名称は記載願いますが代表者印不要）・施工前写真（修理箇所）

　　提出方法：電子申請、メール、直接窓口にてご提出ください。

　・建築指導課からの事前審査の結果回答について

審査後、メール、FAX、電話等にて回答します。回答まで日数は、その時期の提出件数にもよります。

３　修理業者様の提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 提出時期 | 必要書類 |
| 見積（事前審査）**工事を着手する前にご提出ください。ただし、着工済の場合は、工事が完了する前又は工事代金請求前までに提出ください。** | ・修理見積書【様式第５号】事前審査のため修理業者様の住所、名称、代表者の肩書とお名前を記載してください。（事前審査時は申込者様の署名不要）・応急修理工事写真台帳【別紙２】に被害状況がわかる写真添付（修理箇所、施工前）なお、別紙２は参考様式です。指定様式ではありません。・応急修理対応事業者登録用紙【別紙５】連絡先情報としてご提出ください。※次の別紙３、４については、以前、提出済の場合提出不要です。・応急修理指定業者願書等【別紙３】、誓約書【別紙４】（該当者のみ） |
| 事前審査後、「見積・契約」 | ・修理見積書【様式第５号】１部。法人の場合は、代表者印を押印し、個人の場合は個人印を押印し、修理申込者様が確認して署名されたものを提出する。・応急修理工事写真台帳（事前審査時に提出済の場合は不要）【別紙２】・工事請書【様式第７－１号】 |
| 完了・支払い時 | ・工事完了報告書【様式第８号】修理申込者様が確認をして署名さているもの・応急修理工事写真台帳の写真（撮り忘れにご注意ください）【別紙２】・請求書【様式第９号】１部（市と口座振り込み取引が無い場合は、振込先の通帳の写しを確認します） |

◎書類様式については、ホームページに掲出していますので、ご確認ください。

４　お知らせ

・対象となる修理については、静岡市が修理業者様に依頼するものとなります。署名入り見積の提出後、市から修理業者様に「修理依頼書」を送付します。

・市は、修理申込者様に「応急修理実施連絡書」を送付します。

５　参考資料

・応急修理制度Q&Aをホームページに掲載していますのでご確認ください。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/652\_000111.html

〒420-8602

静岡市葵区追手町５－１

静岡市役所　静岡庁舎　５F　建築指導課

電話　054-221-1371

FAX　054-221-1135

E-mail　kenchikushidou@city.shizuoka.lg.jp

《申込相談・窓口》

葵区　　静岡庁舎５階建築指導課　　　　　平日８：30~17：15

駿河区（書類受取のみ）

駿河区　駿河区役所３階地域総務課　　　平日８：30~17：15

清水区（書類受取のみ）＊３月から変更しています

清水区　清水区役所３階都市計画事務所　平日８：30~17：15

【市HP「応急修理」について】

